

天然ガス探鉱費補助金交付要領

47鉱第1248号
昭和47年7月14日
改正12資油部第32号
平成13年1月4日
資源エネルギー庁石油部

1. 補助金交付申請書の受理等

- (1) 経済産業局長は、石油及び可燃性天然ガス資源開発法（昭和27年5月31日法律第162号。以下「法」という。）第15条の規定に基づく補助金交付申請書を受理したときは、申請書正1通及び副本2通を経済産業大臣に送付すること。
- (2) 前号の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る法第16条の規定に基づく交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

2. 請書の受理

経済産業局長は、石油及び可燃性天然ガス資源開発法施行規則（昭和27年6月27日通商産業省令第44号。以下「規則」という。）第17条の3の規定に基づく請書を受理したときは、正本1通及び副本2通を経済産業大臣に送付すること。

3. 交付申請書の取り下げ届けの受理

経済産業局長は、規則第17条の4の規定に基づく届出書を受理したときは、正本1通及び副本2通に意見書を添えて経済産業大臣に送付すること。

4. 探鉱の実施に関する報告書の受理

経済産業局長は、規則第19条の規定に基づく探鉱実施状況報告書を受理したときは、そのつど副本1通を経済産業大臣に送付すること。

5. 計画書の変更の承認

経済産業局長は、法第17条第1項の規定に基づく計画書の変更の承認申請を受理したときは、

- (イ) その変更が法第16条の規定により決定した補助金の額を変更する必要があるものについては、その承認申請書正本1通及び副本2通に意見書を添えて経済産業大臣に送付すること。
- (ロ) (イ)以外については、変更の承認をし、そのつど承認申請書副本1通及び承認書の写し1通を経済産業大臣に送付すること。

6. 試ガス状況報告書の受理

経済産業局長は、規則第19条の4の規定に基づく試ガス状況報告書を受理したときは、そのつど副本1通を経済産業大臣に送付すること。

7. 探鉱の完了の届出

経済産業局長は、規則第19条の2の規定に基づく探鉱完了報告書及び決算報告書を受理したときは、正本1通及び副本2通を経済産業大臣に送付すること。

8. 補助金の額の確定及び通知

(1) 審査

経済産業局長は、規則第19条の2の規定に基づく探鉱完了報告書及び決算報告書を受理したときは、その報告書に係る補助事業の成果が補助金交付の決定の内容（計画変更があったときは、経済産業局長の承認した内容をいう。以下同じ。）及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを技術面及び経理面について検討するため現地調査、第1次検査（検尺及び主要施設検査）及び第2次検査（経理検査）を実施し、記載事項を確認する。

(2) 適合の認定

(1)の審査の結果補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に規定されたとおりに補助事業を実施し、かつ、補助事業の成果が満足すべきものと認められる場合当該補助事業の成果は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号。以下「適正化法」という。）第15条に規定するところにより補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認定する。

(3) 補助金の額の確定

(1)および(2)により、補助事業の成果が補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認定したときは、経済産業局長は、補助金の額または探鉱に要した経費の実支出額に規則第17条第1号の規定に基づく補助率を乗じて得た額のいずれか少ない方の額を補助金の確定額とし、探鉱の完了の届出があった後原則として20日以内に補助事業者に通知すること。

なお、通知には精算払申請書は直接経済産業大臣あて提出すべき旨申し添えること。

(4) 経済産業局長は、補助金の額を確定して、補助事業者に通知したときは、確定通知書及び第1次検査、第2次検査実施報告書の写し3通を添えて補助金の額を確定した旨を資源エネルギー庁資源・燃

料部長に通知すること。

9. 適正化法第10条の規定による補助金の交付の取消及びその通知
経済産業局長は、適正化法第10条の規定による補助金の交付の取消を行うときは、あらかじめ経済産業大臣に協議すること。
10. 適正化法第13条第1項の規定に基づく補助事業の遂行命令及び同条第2項の規定による一次停止命令
経済産業局長は、補助事業者より提出される状況報告書あるいは自らの調査によって補助事業の遂行が当初の計画どおり行われていないことを知った場合には、適正化法第13条第1項の規定により遂行命令を発し、この命令に従わないときは、あらかじめ経済産業大臣に協議のうえで同条第2項の規定により一次停止命令を発するものとし、これらの命令を発したときは、そのつど命令書の写1通を添えて、経済産業大臣に報告すること。
11. 適正化法第16条の規定による補助事業者に対する是正命令
経済産業局長は、本要領第5項及び第8項により補助事業の成果が補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認定した場合には、適正化法第16条第1項の規定により是正命令を発し、または適正化法第17条第1項または第2項の規定により交付決定の取消を行うこととする。ただし、適正化法第16条第1項の規定により是正命令を発するときは、原則として会計年度内に是正ができ、かつ、翌年度の4月10日までに処理し得るものに限り命令することとし、命令をしたときはそのつど命令書の写1通を添えて経済産業大臣に送付すること。
12. 適正化法第17条の規定による補助金の交付の決定の取消及びその通知
経済産業局長は、適正化法第17条第1項または第2項の規定により交付決定の取消を行うときは、あらかじめ経済産業大臣に協議するものとし、取り消したときは、そのつど取消通知書の写1通を添えて経済産業大臣に報告すること。
13. 法第39条第1項の規定による立入検査等

経済産業局長は、法第39条第2項に規定する証票を発行したときは、立入検査員の官職、氏名及び生年月日を経済産業大臣に報告すること。

附 則

この要領は、平成13年1月6日から施行する。